

## 王子共創会議 委員名簿

令和5年10月現在

区分	氏名		所属・役職等
経 学 験 者	出口 敦	委員	東京大学副学長 大学院新領域創成科学研究科教授
	久保田 尚	委員	埼玉大学大学院理工学研究科環境科学・社会基盤部門教授
	三浦 隆	委員	北区都市計画審議会委員
地 元 関 係 諸 団 体 代 表	大貫 新一	委員	北区町会自治会連合会常任理事
	石倉 健一	委員	王子まちづくり協議会副会長
	越野 充博	委員	東京商工会議所北支部会長
	田中 崇彦	委員	一般社団法人北産業連合会理事
	佐藤 行雄	委員	北区商店街連合会副会長
	大石 隆太郎	委員	公益社団法人王子法人会理事
	朝吹 英介	委員	公益社団法人東京青年会議所北区委員会
	平田 賢	委員	東京都北区立小学校PTA連合会副会長
関 の 係 代 表 業 者	小林 亜由美	委員	東京都北区立中学校PTA連合会理事
	近藤 琢哉	委員	東京都交通局総務部技術調整担当課長
	浅川 靖之	委員	東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部企画総務部経営戦略ユニットチーフマネージャー
	廣元 勝志	委員	東京地下鉄株式会社鉄道本部開発連携・工事調整担当課長
北 区 の 職 員	千葉 要	委員	独立行政法人国立印刷局総務部総務課総務企画官
	倉林 巧	委員	政策経営部 企画課長
	越部 伸一	委員	新庁舎整備担当部 新庁舎整備担当課長
	栃尾 俊介	委員	まちづくり部 都市計画課長
	杉戸 代作	委員	土木部 土木政策課長

※敬称略

委員計20名

【オブザーバー】 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 事業企画部

1名

【事務局】 都市拠点デザイン担当部 都市拠点デザイン担当課

鉄道駅関連プロジェクト担当部 鉄道駅関連プロジェクト担当課

## 王子共創会議設置要綱

5北ま都第5238号

令和5年8月10日区長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、王子駅周辺の関係者等が一同に会し議論をすることにより、王子駅周辺まちづくりグランドデザイン（以下「グランドデザイン」という。）及び王子駅周辺まちづくりガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づくまちづくりの推進に関する必要な事項を検討・協議するため、王子共創会議（以下「共創会議」という。）を設置することを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 共創会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) グランドデザイン及びガイドラインに基づくまちづくりの推進に関すること。
- (2) グランドデザイン及びガイドラインの改定に関すること。
- (3) 整備計画の策定又は改定に関すること。
- (4) 都市基盤及び交通結節点整備に関すること。
- (5) まちづくりの進捗管理に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 共創会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元関係諸団体代表
- (3) 関係事業者の代表
- (4) 北区の職員
- (5) その他区長が必要と認める者

3 第5条第1項に規定する会長は、必要があると認めるときは、委員を追加することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 共創会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は共創会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 共創会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に召集する共創会議は、区長が招集する。

- 2 共創会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 共創会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のとき

は、会長の決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めたときは、共創会議の委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 会長は、やむを得ない事由により会議を開く余裕のない場合においては、議案を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問ひ、その結果をもって議決に代えることができる。

(部会)

第7条 共創会議に部会を置くことができる。

2 部会の所掌事務、構成その他の運営に必要な事項は、会長が定める。

(公開)

第8条 共創会議は原則公開とする。ただし、議決により非公開とすることができ。

(庶務)

第9条 共創会議の庶務は、都市拠点デザイン担当部長付都市拠点デザイン担当課長及び鉄道駅関連プロジェクト担当部長付鉄道駅関連プロジェクト担当課長が担当する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、共創会議の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月10日から施行する。